

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和8年3月18日

埼玉県議会議員補欠選挙（南第2区 川口市）における当選の効力に関する異議申出について

令和8年3月8日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第2区 川口市）における当選の効力に関する異議申出が令和8年3月17日付けでなされ、本日の委員会で受理することを決定しましたのでお知らせします。

記

1 異議申出人

津村 大作（埼玉県議会議員補欠選挙（南第2区 川口市）の選挙人かつ立候者）

2 申出の趣旨

令和8年3月8日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第2区 川口市）における当選人である古川圭吾氏の当選無効を求める。

3 申出の主な理由

- ・古川圭吾氏の居住実態が埼玉県になく、県外から選挙活動を行っていることを複数の市民の証言を得ている。
- ・異議申出人は、古川圭吾氏が、川口市朝日地区に住んでいながら、選挙期間中、JR川口駅東口の改札から出てくるのを、市議補欠選挙時に目撃している。

4 決定の期限

この異議申出に対する当委員会の決定は、申出の日（3月17日）から30日以内（4月16日まで）に行うよう努めるものとされている（公職選挙法第213条第1項）。